

北海道精神障害者社会福祉事業協議会

会費細則

- 第1条 この規則は、北海道精神障害者社会福祉事業協議会の会費の徴収について定めることを目的とする。
- 第2条 会員は以下に定める会費を納入しなければならない。
本会に加入する施設及び事業所1箇所につき、年額6,000円とする。
- 付則 本細則は、平成11年6月11日より施行する。
本細則は、平成13年5月15日一部改正し、施行する。
本細則は、平成19年4月22日、第2条、第3条を改正し、施行する。
本細則は、平成22年9月11日より施行する。
本細則は、平成23年4月1日より施行する。